



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

# 児童虐待防止対策について

厚生労働省 子ども家庭局  
家庭福祉課 虐待防止対策推進室

# 児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(平成12年11月施行)

・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待) ・住民の通告義務 等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成16年10月以降順次施行)

・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象) ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加) ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

平成19年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成20年4月施行)

・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

平成20年

児童福祉法の改正(一部を除き平成21年4月施行)

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

平成23年

児童福祉法の改正(一部を除き平成24年4月施行)

・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与 ・施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定 ・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等

平成28年

児童福祉法・虐待防止法等の改正(一部を除き平成29年4月施行)

・児童福祉法の理念の明確化 ・母子健康包括支援センターの全国展開 ・市町村及び児童相談所の体制の強化 ・里親委託の推進 等

# 児童虐待防止対策の検討に関する経緯

- H26.8  
～H26.12  
(全4回) 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議  
児童虐待の発生予防等について、政府全体として効果的な対策を講じるため、官邸において副大臣等会議を立ち上げ。
- H26.9  
～H27.8  
(全12回) 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会  
児童虐待防止対策に関する副大臣等会議で示された課題を、厚生労働省において並行して検討。
- H27.8.28 ▼児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会で報告書を取りまとめ  
「児童虐待防止対策強化プロジェクト(施策の方向性)」を取りまとめ(副大臣等会議)
- H27.9  
～H28.3  
(全5回)  
(WG各4回) ◆新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会  
子ども家庭福祉のあり方について包括的に検討するとともに、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化について検討。
- H27.12.21 「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望のプロジェクト)を決定(子どもの貧困対策会議)
- H28.3.10 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会で報告(提言)を取りまとめ
- H28.3.29 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」 提出
- H28.5.27 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」 成立(全会一致)
- H28.6.3 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)公布

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

### 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

### 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に 児童心理司、 医師又は保健師、 指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、 弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

### 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

#### （検討規定等）

施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。  
施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。  
施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

## 施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）<sup>4</sup>

# 支援を要する妊婦等に関する情報提供

【平成28年10月施行・児童福祉法】

考え方

- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は4割強を占める。
- 0歳児の死亡事例の背景として、**母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等がある。**

← 支援を要する妊婦等を把握しやすい機関が、妊娠期から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援につなぐことが必要。

## 改正法による対応

**支援を要する妊婦等( )を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。**

「支援を要する妊婦等」とは

特定妊婦: 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦  
(望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)

要支援児童: 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童  
(子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童)

## < 支援を要する妊婦と虐待による死亡事例の関連データ >

	0歳児( 1 )	0日児( 1 )	母子健康手帳の未発行( 2 )	妊婦健診の未受診( 2 )
虐待による死亡事例における割合	44.0%	16.8% (このうち望まない妊娠の割合は70.4%)	17.6%	21.7%

1 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次から第11次報告の累計(平成15年~26年)

2 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第3次から第11次報告の累計(平成17年~26年) 5

# 要保護児童対策調整機関における専門職の配置

【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

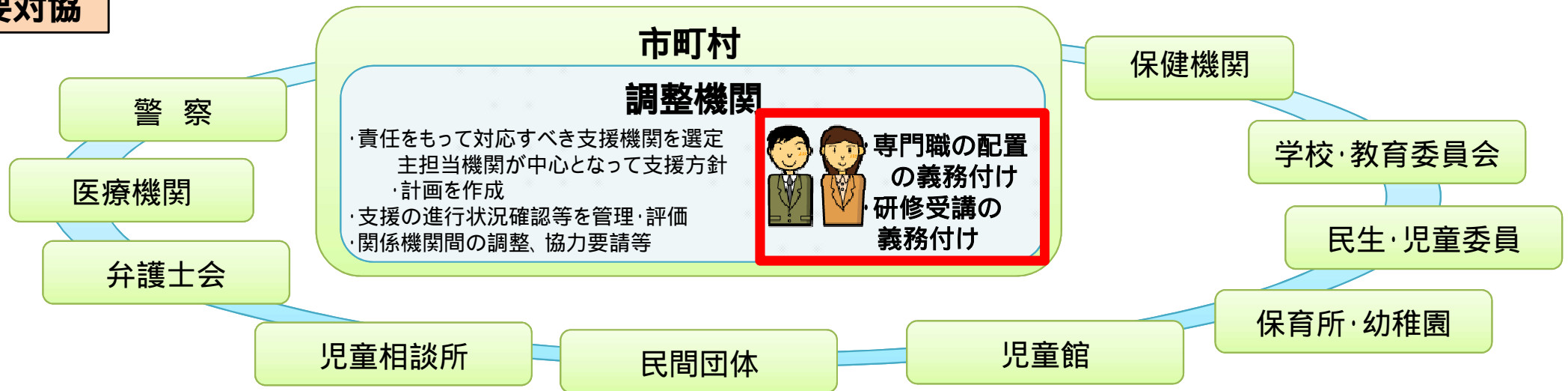
- 要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）が設置されている市町村であっても、**深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があります、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。**
- 要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、**児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。**

## 改正法による対応

調整機関に**専門職の配置を義務付け**（現行は努力義務）。 - 児童福祉司、保健師、保育士等  
 調整機関に配置される**専門職に、研修受講を義務付け**。

要対協の運営の改善策として、要対協において情報共有すべき児童等の範囲の明確化、協議に時間を要する場合の主たる支援機関の選定、などの取組を進める。

## 要対協



## < 調整機関における専門職の配置状況 >（平成27年4月1日時点）

区分	市区	町	村	合計
地域協議会設置数	812	734	180	1,726
調整機関における専門職の配置状況	760 93.6%	495 67.4%	132 73.3%	1,387 80.4%

# 児童相談所の体制強化 【平成28年10月施行( )・公布日施行】

( 研修義務付けは平成29年4月施行 )

考え方

児童虐待の相談対応件数は増加が続く一方、児童の心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加している。

業務量に見合った児童相談の体制や専門性を確保する必要がある。

## 改正法による対応

都道府県は、児童相談所に、**児童心理司**、**医師又は保健師**、**指導・教育担当の児童福祉司(スーパーバイザー)**を置くとともに、**弁護士の配置又はこれに準ずる措置**を行う。

法改正による制度面での強化と併せて、財政面でも「児童相談所強化プラン」を策定し地方交付税措置の拡充を行う。

「弁護士の配置に準ずる措置」とは

弁護士を配置することと実質的に同等であると客観的に認められる措置である必要。

・都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等を想定。

・単に法令事務の経験を有する行政職員を配置すること等は含まれない。

児童福祉司(スーパーバイザーを含む)について、国の基準に適合する**研修の受講を義務付け**。

併せて、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合には、任用前の指定講習会の受講を義務付け。

## <新たに児童相談所に配置する専門職の任用要件>

	児童心理司	指導・教育担当の児童福祉司
任用の要件	・精神保健に関する学識経験を有する医師 ・大学において心理学を専攻した者	・概ね5年以上、児童福祉司としての勤務経験を有する者

# 児童相談所強化プラン(概要)

## 1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

## 2. 内容

### 専門職の増員等

児童相談所の専門職を大幅に増員。  
児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。  
弁護士の配置を積極的に推進。

### 資質の向上

児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。  
児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

### 関係機関との連携強化等

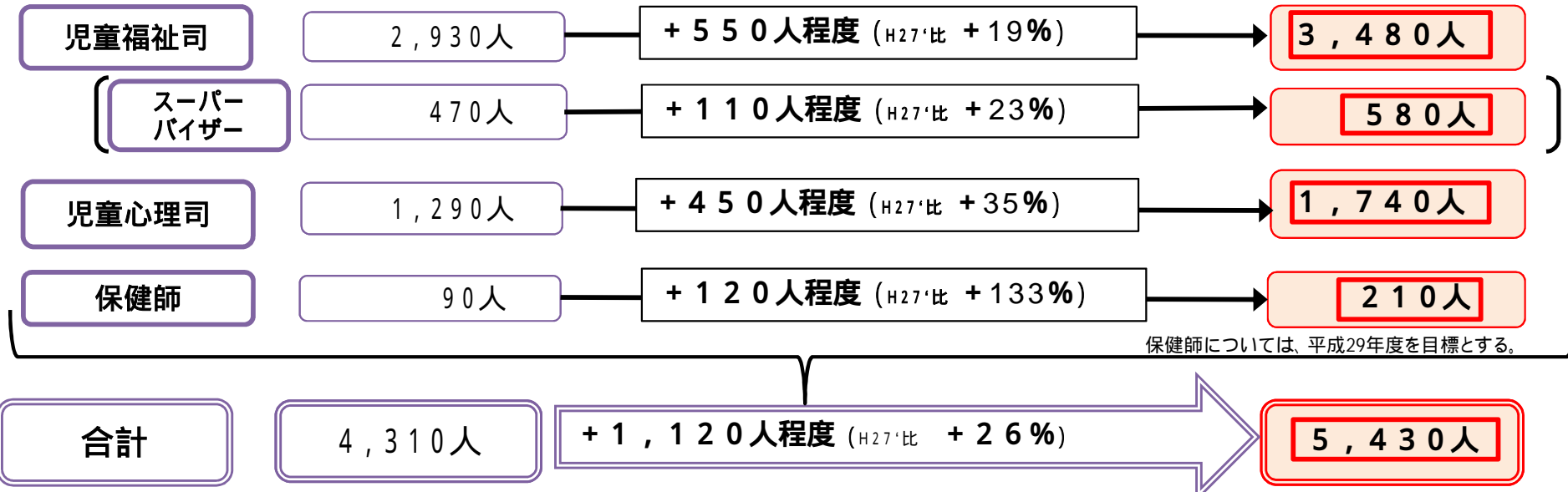
アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。  
市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。  
警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

## 3. 専門職の増員目標

平成27年度実績

(強化プラン期間4年間)

平成31年度目標



児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。



# 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要

（平成29年6月14日成立・6月21日公布）

## 改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

昨年「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

## 改正の概要

### 1．虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。

の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。

及び の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

### 2．家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

### 3．接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

### 4．その他所要の規定の整備

## 施行期日

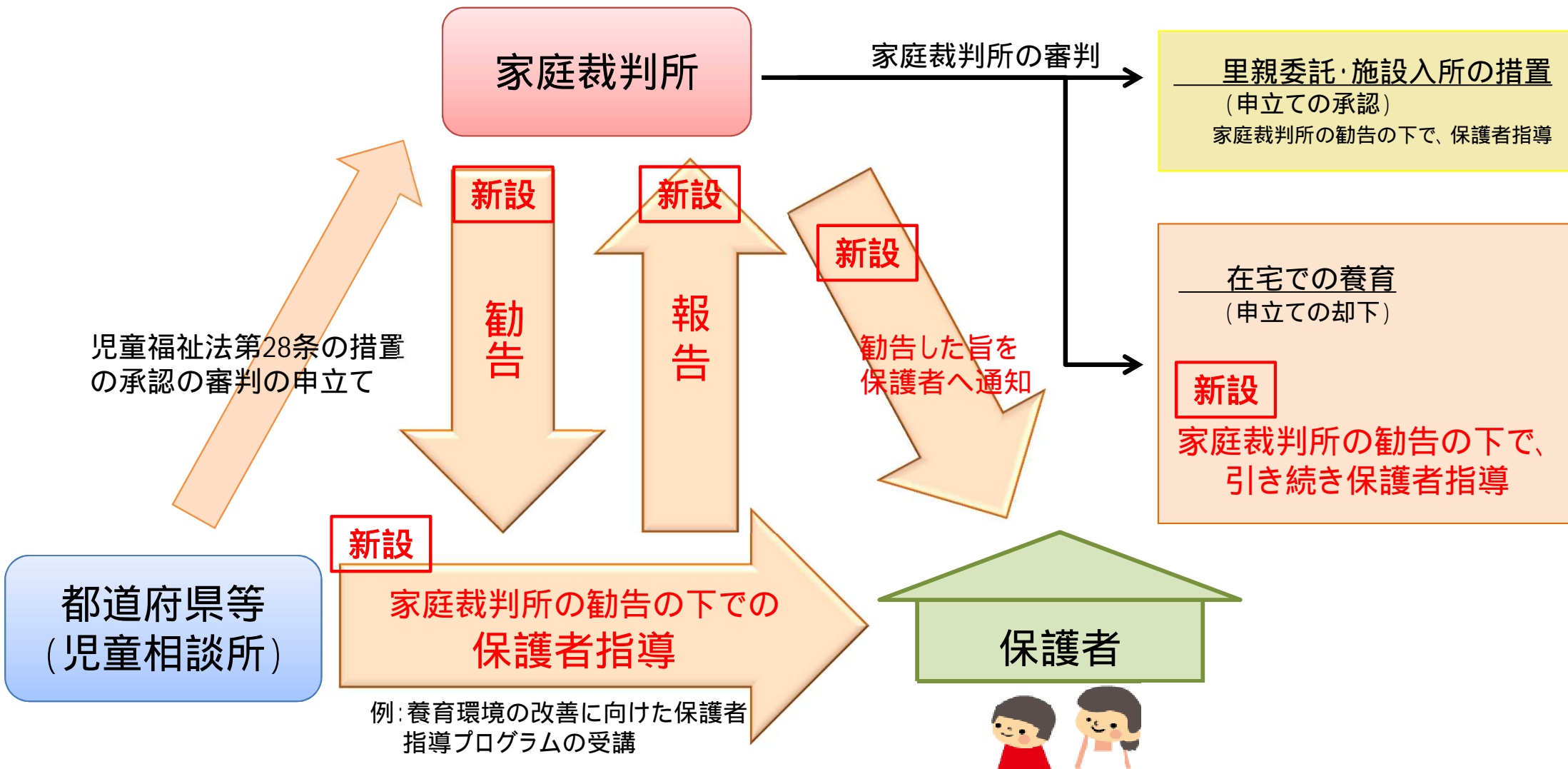
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

# 1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与

家庭裁判所の勧告の下での保護者指導(在宅等)の創設



指導の実効性向上により、**良好な家庭養育の確保**



## 2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入

### 現行

一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。

親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

親権者等の同意なく2ヶ月を超えて行う一時保護の件数(H28雇用均等・児童家庭局調べ)

・年間468件(推計値)

(参考)

施設入所等の承認(児童福祉法第28条)の申立ての件数(H27福祉行政報告例)

・年間277件



### 改正案

一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。

親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならない。

## 3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大

### 現行

接近禁止命令を行うことができる場合

- ・親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合



### 改正案

接近禁止命令を行うことができる場合

- ・親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合
- ・親権者等の同意のもとでの施設入所等の措置が採られている場合
- ・一時保護の場合

例えば、性的虐待を受けた児童・生徒について、一時保護や同意入所措置が行われている場合に、加害者(保護者)の待ち伏せの危険があるために通学できない、といった課題への対応が可能となる。

# 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成29年6月13日 参議院厚生労働委員会

一、家庭裁判所の研修内容に、子どもの権利や児童福祉についてのソーシャルワークの研修を組み込む等、人材育成に努めるとともに、業務量の増加に対応できるよう家庭裁判所の人員を含めた体制強化に努めること。

二、児童の社会的養護については、障害等のある児童が増加している状況を踏まえ、職員の研修など支援のための取組を強化すること。また、性的マイノリティーの入所者の存在を考慮し、適切な対応について研究を進めること。

三、一時保護所においては、多様な背景を持つ子どもの心の安定が保たれ、プライバシーに関して十分な配慮が払われるよう、個室化等の環境の改善を図るとともに、入所時における教育を受ける権利の保障、教員等の配置を充実させること。また、在所日数など、各都道府県等における一時保護所の実態について継続的に調査を行い公表するとともに、里親や民間NPO等への一時保護委託の活用を進めること。

四、児童虐待の発生予防・早期発見が重要であることに鑑み、乳幼児健康診査等における医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師や児童の福祉に関係のある者が、相互に連携を図りながら、より一層協力できるよう支援すること。

五、子どもに対して永続的な家庭を保障することの重要性に鑑み、特別養子縁組の利用拡大のための制度的枠組みについて速やかに検討を加え、その結果を踏まえ、必要な法的措置を講ずること。

六、予期せぬ妊娠をした妊婦や養育困難と見込まれる妊婦に対する支援については、妊娠中から特別養子縁組も視野に入れて児童相談所や民間団体との連携を深めること。また、妊娠を他者に知られたくない女性に対する相談支援の方策について検討すること。

七、親子の再統合を支援するため、児童相談所の体制整備を進めるとともに、保護者に対するカウンセリング、依存症等の必要な治療、家庭内の子どもに係る衣食住を含む日常生活についての指導など、養育環境の計画的な改善を図ること。

八、DV被害者が子どもを連れて婦人相談所に来た場合は、子どもに対する直接的な虐待がないとされる場合も面前DVの疑いについて児童相談所に連絡し、その後の対応について、一時保護委託先として取り扱うことも含めて検討し、連携を図ること。

九、児童心理治療施設については、各都道府県一施設を早期に実現するとともに、子どもの良好な成育環境を提供できる人材の育成と専門職の確保に努めること。

十、児童相談所、婦人保護施設、NPO等の支援団体等が相互に連携する体制について検討を加え、適切な措置を講ずること。